

香川県条例第28号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(占用又は使用の許可) 第8条 略	(占用又は使用の許可) 第8条 略 2 港湾施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。その使用期間を延長しようとするときも、同様とする。 3 知事は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないものとする。 (1) 港湾施設を損傷し、又は汚損するおそれがある場合 (2) 港湾施設の機能を妨げ、又は低下させるおそれがある場合 (3) 港湾施設の能力に照らして適当でないものである場合 (4) 前各号に掲げるもののほか、港湾施設の管理に支障を及ぼすおそれがある場合として規則で定める場合
(占用料及び使用料) 第9条 略	(占用料及び使用料) 第9条 港湾施設を占用し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。 2 略
(許可の取消し等) 第14条 略	(許可の取消し等) 第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、占用若しくは使用的許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は既設工作物の改築、変更その他必要な措置を命ずることができる。 (1) 許可の申請書に虚偽の記載があったとき。 (2) 指定の期限内に占用料又は使用料を納付しなかったとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (4) 許可の目的に反して占用し、又は使用したとき。

(指定管理者による管理)

第21条 港湾施設（港湾環境整備施設駐車場（高松港における港湾法第2条第5項第9号の3の港湾環境整備施設である駐車場であって、規則で定めるものをいう。）又は香西西地区港湾緑地に限る。以下この条において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 略

(1) 港湾施設の平等な使用が確保されること。

(2) 港湾施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、港湾施設の効用を十分に発揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 略

(4) その他港湾施設の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

3 知事は、港湾施設の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができる団体を、公共団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資している法人に限ることができる。

4・5 略

6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、港湾施設の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

7 香西西地区港湾緑地の管理を指定管理者に行わせることとした場合における第8条第2項の許可並びに第14条の規定による許可の取消し及び許可条件の変更（第8条第2項の許可に係るものに限る。）は、当該指定管理者がするものとする。この場合において、第8条第2項及び第3項並びに第14条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

- (5) 公益上又は管理上必要があるとき。
- (6) その他知事において必要と認めたとき。

(指定管理者による管理)

第21条 港湾施設のうち港湾環境整備施設駐車場（高松港における港湾法第2条第5項第9号の3の港湾環境整備施設である駐車場であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 知事は、法人その他の団体であって、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

(1) 港湾環境整備施設駐車場の平等な使用が確保されること。

(2) 港湾環境整備施設駐車場の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、港湾環境整備施設駐車場の効用を十分に発揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 略

(4) その他港湾環境整備施設駐車場の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

3 知事は、港湾環境整備施設駐車場の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができる団体を、公共団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資している法人に限ることができる。

4・5 略

6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、港湾環境整備施設駐車場の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

別表（第9条関係）

1 高松港港湾施設使用料

種別	区分		単位	金額	備考
1~10 略					
11 港湾環境整備施設使用料	香西 西地区 区港 湾綠 地	パーク ゴルフ 場	パーク ゴルフ 場	1人につ き1日	400円
				1人につ き1年間	10,000円
		パーク ゴルフ 用具	1式につ き1日		100円
	会議室	略			
	シャワー室	略			
	多目的広場	1時間に つき	2,020円	2面に分割 してその一 方を利用す る場合の使 用料は、5 割とする。	

備考

1・2 略

別表（第9条関係）

1 高松港港湾施設使用料

種別	区分		単位	金額	備考
1~10 略					
11 港 湾環 境整 備施 設使 用料	香西 西地区 区港 湾綠 地	パークゴルフ場	1人につ き1日	400円	用具を貸与 する場合の 利用に係る 使用料は、 用具1式に つき100円 を加えた額 とする。
	会議室	略			
	シャワー室	略			

備考

1 略

2 使用料の額が月額で定められている港湾施設に係る使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月末満の端数があるときは日割をもって計算し、なお、1日未満の端数があるときは1日として計算し、使用料の額が日額で定められている港湾施設に係る使用の期間が1日未満であるとき、又はその期間に1日未満の端数があるときは1日として計算する。

3 本表中単位を1トン、1平方メートル、1メートル、1立方メートル、1キロワット時、30分又は1時間をもって定めたもので、船舶の総トン数、使用面積、船舶の長さ、給水量、電気の使用量又は使用時間が1トン、1平方メートル、1メートル、1立方メートル、1キロワット時、30分又は1時間未満の場合は、それぞれ1トン、1平方メートル、1メートル、1立方メートル、1キロワット時、30分又は1時間とし、1トン、1平方メートル、1メートル、1立方メートル、1キロワット時、30分又は1時間未満の端数がある場合は、その端数をそれぞれ1トン、1平方メートル、1メートル、1立方メートル、1キロワット時、30分又は1時間として計算する。

4～8 略

2～4 略

3 本表中単位を1トン、1平方メートル、1メートル、1立方メートル、1キロワット時又は30分をもって定めたもので、船舶の総トン数、使用面積、船舶の長さ、給水量、電気の使用量又は使用時間が1トン、1平方メートル、1メートル、1立方メートル、1キロワット時又は30分未満の場合は、それぞれ1トン、1平方メートル、1メートル、1立方メートル、1キロワット時又は30分とし、1トン、1平方メートル、1メートル、1立方メートル、1キロワット時又は30分未満の端数がある場合は、その端数をそれぞれ1トン、1平方メートル、1メートル、1立方メートル、1キロワット時又は30分として計算する。

4～8 略

2～4 略

附 則

この条例中第21条の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は規則で定める日から施行する。